

22 両立支援等助成金

労働者の職業生活と家庭生活を両立させるための制度の導入や事業内保育施設の設置運営を行う事業主等、また女性の活躍推進に取り組む事業主に対して助成するものであり、職業生活と家庭生活の両立支援や女性の活躍推進に対する事業主等の取組の促進を目的としています。

本助成金は次の5つの助成金・コースに分けられます。

- I 事業所内の保育施設の設置・運営を助成する「事業所内保育施設設置・運営等支援助成金」
- II 子育て期の短時間勤務制度の制定を助成する「子育て期短時間支援助成金」
- III 育児休業代替要員の確保を助成する「中小企業両立支援助成金（代替要員確保コース）」
- IV 育児・介護休業者に、休業後の再就業を円滑化するための講習を受講させることを助成する「中小企業両立支援助成金（休業中能力アップコース）」
- V 事業主が育児休業を取得した者を原職等に復帰させるとともに、従業員に対して仕事と家庭の両立に関する研修を行うことを助成する「継続就業支援コース」
- VI 育児休業を取得した有期雇用労働者を原職等に復帰させるとともに、従業員に対して仕事と家庭の両立に関する研修を行うことを助成する「中小企業両立支援助成金（期間雇用者継続就業支援コース）」
- VII 女性の活躍促進についての数値目標を設定・公表し、一定の研修を実施して目標を達成することを助成する「ポジティブ・アクション能力アップ助成金」

※Vは平成25年度末まで、VIは平成27年度末までの時限制度です。また、IVについても平成26年9月30日までの休業終了者までを対象として制度廃止となります。

I 事業所内保育施設設置・運営等支援助成金

自社の労働者の雇用の継続を図るため、当該労働者のための事業所内保育施設を設置する事業主または事業主団体に対し、その設置、運営、増築に係る費用の一部を助成するものであり、職業生活と家庭生活の両立支援に対する事業主の取組の促進を目的としています。

対象となる措置

本助成金は、下記の「対象となる事業主等」に該当する事業主等が、次の1～3のいずれかの措置を実施した場合に受給することができます。なおいずれの場合も「事業所内保育施設」は次の4の要件を満たす必要があります。

1 事業所内保育施設の設置・運営

次の（1）と（2）を満たすこと

- （1）事業所内保育施設の建築工事着工の2か月前までに「事業所内保育施設設置・運営計画」を管轄の労働局に提出し、労働局長の認定を受けること
- （2）（1）の認定を受けた日の翌日から起算して、原則として1年以内に、当該施設を設置し、かつ、運営を開始すること

2 事業所内保育施設の運営

次の（１）～（３）のいずれかに該当すること

- （１）上記１により、「事業所内保育施設設置・運営計画」に基づき事業所内保育施設を設置し、運営を開始すること
- （２）事業所内保育施設の運営を行うことについて、「事業所内保育施設運営計画」を管轄の労働局に提出し、労働局長の認定を受け、当該運営計画に基づき、認定日の翌日から起算して原則として６か月以内に当該保育施設の運営を開始すること
- （３）事業所内保育施設の運営開始後１年を経過する日の２か月前までに「事業所内保育施設運営計画」を管轄の労働局に提出し、労働局長の認定を受けること

3 既存の事業所内保育施設の増築または建て替え

次の（１）～（３）のいずれかに該当すること

- （１）既存の事業所内保育施設について、５人以上の定員増を伴う「増築」または安静室を設ける「増築」を行うこと
 - ① 事業所内保育施設の建築工事着工の２か月前までに「事業所内保育施設増築計画」を提出し、管轄の労働局長の認定を受けること
 - ② ①の認定を受けた日の翌日から起算して原則として１年以内に、当該施設について次のアまたはイによる増築を行い、運営を再開すること
 - ア 定員増を伴う増築の場合
定員が５人以上、かつ、満２歳未満の子を保育する乳児室および満２歳から小学校就学の始期（６歳に達する日の属する年度の４月１日までをいう）に達するまでの子を保育する保育室（以下「保育室等」という）の面積の合計が 8.25 m^2 以上増加していること
 - イ 安静室を設ける増築の場合
当該安静室が、利用定員２人以上、１人当たり 1.98 m^2 以上、面積 3.96 m^2 以上であること
- （２）既存の事業所内保育施設について、５人以上の定員増を伴う「建て替え」を行うこと
 - ① 事業所内保育施設の建て替え工事着工の２か月前までに「事業所内保育施設増築計画」を提出し、管轄の労働局長の認定を受けること
 - ② ①の認定を受けた日の翌日から起算して原則として１年以内に、当該施設を建て替え、運営を再開すること
なお、定員増を伴う建て替えの場合は、定員が５人以上、かつ、保育室等の面積の合計が 8.25 m^2 以上増加していること
- （３）以下の４の要件を満たさない既存の事業所内保育施設について、要件を満たす施設にするための「増築」または「建て替え」を行う場合
 - ① 事業所内保育施設の増築または建て替え工事着工の２か月前までに「事業所内保育施設増築計画」を提出し、管轄の労働局長の認定を受けること
 - ② ①の認定を受けた日の翌日から起算して原則として１年以内に、当該施設を増築または建て替え、運営を再開すること

4 支給対象となる「事業所内保育施設」の要件

本助成金の支給対象となる「事業所内保育施設」については、細かな要件が定められており、その主要なものは以下のとおりです。詳細は労働局の雇用均等室にお尋ねください。

(1) 施設の規模

乳幼児の定員が6人以上であること

(2) 構造設備

- ① 乳児室の面積は1人当たり1.65㎡以上、保育室の面積は1人当たり1.98㎡以上であること
- ② 保育室等を2階以上に設ける建物は、保育室等その他幼児が出入りまたは通行する場所に乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられる等、児童福祉施設最低基準等の要件に適合することなど

(3) 運営

保育士の数が、①乳児おおむね3人につき1人以上、②満1歳以上満3歳未満の幼児おおむね6人につき1人以上、③満3歳以上満4歳未満の幼児おおむね20人につき1人以上、④満4歳以上の幼児おおむね30人につき1人以上とし、常時2人を下回ってはならないことなど

(4) 設置場所

当該施設の設置場所は、①事業所の敷地内、②事業所の近接地、③労働者の通勤経路（駅ビル、駅に近接するビルその他の通勤に便利な場所）、④労働者の居住地の近接地（社宅、団地等）のいずれかに該当するもので、継続的利用が見込まれるものであること

(5) 利用条件等

- ① 当該施設の利用者は、原則として、当該施設を設置・運営する事業主（事業主団体にあつては、当該団体を構成する事業主）が自ら雇用する労働者または自ら雇用する労働者以外の労働者であつて雇用保険被保険者の労働者であること。ただし、定員の半数以下に限り、雇用保険被保険者の労働者以外の利用者を認めることは差し支えないこと。また、支給対象月の当該施設の開設日のうち、当該施設を設置・運営する事業主（事業主団体にあつては、当該団体を構成する事業主）が自ら雇用する労働者の利用が1人以上あった日が半数未満の場合、原則として運営費は支給しないこと
- ② 申請対象期間の利用者の現員の平均が、当該施設の定員の6割（中小企業（※1）にあつては3割）以上であること（※2）

※1 中小企業の範囲については「各雇用関係助成金に共通の要件等」のCを参照

※2 平成24年10月31日前に計画の認定申請を行い、管轄の労働局長の認定を受けた場合は、当面の間、この要件の適用はありません。

- ③ 雇用する労働者の利用条件に就業形態、雇用形態、職種等による制限を設けないこと
- ④ 0歳から小学校就学の始期に達する子までの子の全部または一部について利用できるものであること（小学校就学の始期に達した児童の利用に係る施設・設備の場合、支給対象外となること）
- ⑤ 保育時間は、事業所内保育施設を利用する労働者の労働時間を勘案して設定し、労働者が利用しやすいものであること
- ⑥ 保育料は、保育内容に照らし、地域の他の施設に比べて著しく高額でないこと

対象となる事業主等

本助成金を受給する事業主（複数の事業主が共同して事業所内保育施設を設置・運営する共同事業主・事業主団体を含む）は、次の1～4のすべての要件を満たすことが必要です。また、本助成金のうち設置費または増築費を受給する事業主（複数の事業主が共同して事業所内保育施設を設置・運営する共同事業主・事業主団体を含む）は、5の要件も満たすことが必要です。

- 1 「各雇用関係助成金に共通の要件等」（本パンフレット8～9ページ）のAの要件に該当するととも

に、Bの要件に該当していないこと。そのうち特に次の点に留意してください。

- (1) 事業所内保育施設の設置・運営・増築・建て替えの状況とそれに要した費用の支払い状況等を明らかにする書類、および当該施設の利用者の状況等費用を明らかにする書類等を整備・保管し、労働局等から提出を求められた場合にそれに応じること
- (2) 労働局等による当該施設への立入検査等の実地調査に応じること
- 2 「育児・介護休業法」に規定する育児休業および所定労働時間の短縮措置を労働協約または就業規則に定めていること
- 3 「次世代育成支援対策推進法」に基づき、一般事業主行動計画を策定し、その旨を管轄する労働局に届け出ており、かつ、公表、労働者に周知させるための措置を講じていること
- 4 支給申請日の年度までの労働保険料を適切に納付していること
- 5 事業所設立後3年が経過していることおよび申請日の年度の直近3か年の会計年度において、事業所内保育施設を運営する事業以外の事業を含む全体の財務内容が3か年連続して損失を計上していないこと

注意 1 「育児・介護休業法」「男女雇用機会均等法」「パートタイム労働法」の重大な違反が支給申請日から起算して過去1年前の日から支給決定日までになく、申請時点で「育児・介護休業法」に違反し、同法第56条に基づく助言または指導を受けたが是正をしていない場合は、支給対象となりません。

支給額

1 本助成金は、上記「対象となる措置」の1～3の措置に対応した下表の「設置費」「運営費」「増築費」の3つの費目について、②の助成対象経費に③の助成率を乗じた額が支給されます。ただし、1事業主等あたり④の額を上限とします。

①費目		②助成対象経費 (※3)	③助成率 (※4)	④上限額 (※4)
設置費		上記「対象となる措置」の1に係る建築または購入に要した費用(※5)	1/3 (2/3)	1,500万円 (2,300万円)
運営費 (※6)	1～5年目	上記「対象となる措置」の2に係る運営に要した費用(※8)－施設の定員総数(※9)×施設の運営月数×1万円 (5,000円)	1/2 (2/3)	事業所内保育施設の種類、規模、延長保育を行う場合の延長時間数等に応じた額
	6～10年目 (※7)		1/3 (1/3)	
増築費	増築の場合	上記「対象となる措置」の3の(1)または(3)に係る増築に要した費用(※5)	1/3 (1/2)	750万円 (1,150万円)
	5人以上の定員増を伴う建て替えの場合	上記「対象となる措置」の3の(2)に係る建て替えに要した費用(※5)×増加する定員/建て替え後の施設の定員	1/3 (1/2)	1,500万円 (2,300万円)
	要件を満たす施設にするための建て替えの場合	上記「対象となる措置」の3の(3)に係る建て替えに要した費用(※5)	1/3 (1/2)	1,500万円 (2,300万円)

注 ()内は中小企業の場合(その範囲については「各雇用関係助成金に共通の要件等」のCを参照)

※3 事業所内保育施設を購入して設置する場合、この購入が事業主（複数の事業主が共同して事業所内保育施設を設置・運営する協同事業主・事業主団体を含む）の代表者又は取締役の3親等以内の親族からであるときは、購入費用は助成対象経費になりません。

また、事業所内保育施設を貸借して設置する場合、助成対象経費は、工事費のうち事業主（複数の事業主が共同して事業所内保育施設を設置・運営する協同事業主・事業主団体を含む）が負担した費用分のみとし、建物の所有者または建物の貸し主が負担する費用は対象外となります。

※4 平成24年10月31日前に計画の認定申請を行い労働局長の認定を受けた中小企業事業主以外の事業主等については、建築、購入または建て替えの場合は要した費用の1/2、1事業主2,300万円を上限とし、増築の場合は要した費用の1/2、1事業主1,150万円を上限とします。

※5 「保育する乳幼児の定員数×7㎡×1㎡あたりの基準単価」を上限とするとともに、費用の算定に関しては、事業所内保育施設の建設に係る専門的・技術的知識を有する者の審査を経て支給額が算定されます。

※6 増築または建て替え後の運営費については助成対象となりません。ただし、増築または建て替え前から運営費の助成を受けていた場合の連続する5年間（平成24年10月31日前から受けていた場合は10年間）は支給を受けることができます。

※7 支給期間は、通常は最大連続5年間ですが、平成24年10月31日前に計画の認定申請を行い労働局長の認定を受けた事業主等については、最大連続10年間となります。

※8 上記「対象となる措置」の2（3）によって、運営計画の認定を受ける前から当該施設の運営を開始していた場合は、当該認定の日の前日までの間に当該施設の運営に要した費用を控除します。

※9 10人を超える場合は10人とします。

2 「設置費」および「増築費」については、1事業主等あたり、そのいずれかの費目について1施設分に限り支給されます。また、初年度にその支給決定額の1/2が支給され、残額は、当該施設が、上記「対象となる措置」の4の要件を満たす3～5年目のいずれかの時点で支給されます。

3 「運営費」については、1事業主等あたり1施設分に限り、連続する5年間（※6）にわたり毎年支給されます。

支給手続

本助成金を受給しようとする事業主は、次の1～2の順に支給手続をしてください。

1 計画の認定申請

工事着工2か月前（※1）までに、「事業所内保育施設計画認定申請書」に必要な書類を添えて（※10）、管轄の労働局の雇用均等室へ認定申請してください。その後認定の日から1年以内に施設の運営を開始（再開）してください。

ただし、「運営費」を受給するために、上記「対象となる措置」の2（3）により事後認定を受けようとする場合は、（事業所内保育施設の運営開始予定日の2か月前の日の翌日以降）、施設の運営開始後1年を経過する日の2か月前までに認定申請してください。この場合、認定の日から6か月以内に運営を開始（再開）してください。

2 支給申請

施設の運営開始日または運営再開日が1月1日～6月末日の場合は7月1日～7月末日の間に、また7月1日～12月末日の場合は翌年1月1日～1月末日の間に、支給申請書に必要な書類を添えて（※9）、管轄の労働局の雇用均等室へ支給申請をしてください。

※9 申請書等の用紙やその他の添付すべき書類については、厚生労働省のホームページまたは労働局の雇用均等室へお問い合わせください。

利用にあたっての注意点

- 1 設置費および増築費は、建築の専門家による査定等を経て支給額を決定するため、実際に建築に要した費用に助成率を乗じた額が支給額となるものではありません。
- 2 事業所内保育施設は児童福祉法の認可外保育施設に該当しますので、その運営や保育内容等は、都道府県等の指導の対象となります。事業所内保育施設の設置に当たっては、助成金の申請前に都道府県等に相談を行うようにしてください。
- 3 過去に国、公益財団法人21世紀職業財団、一般財団法人こども未来財団（以下「国等」という）から事業所内保育施設に係る費用の助成を受けたことがある事業主の場合、別途要件が定められていますので労働局の雇用均等室にお問い合わせください。

なお 同一の事業所内保育施設について、国等から設置費に係る助成金等を受給しているまたは受給しようとしている事業主等は、この助成金を重複して受給することはできません。

また、平成26年度以後は、本助成金と医療提供体制の改革のための新たな財政支援制度における医療従事者等の確保・要請のための事業である病院内保育所の整備、運営への財政支援とは、どちらか一方しか受給することはできません。
- 4 平成26年度からは、事業主（複数の事業主が共同して事業所内保育施設を設置・運営する共同事業主・事業主団体を含む）が自ら雇用する労働者の事業所内保育施設の利用希望に関するアンケート調査結果を含む当該施設の利用見込み数の根拠が分かる資料や申請日の年度の直近3か年の財務状況の分かる資料の提出が必要になります。
- 5 事業所内保育施設の廃止・休止をしようとする事業主等は、すみやかに都道府県労働局長に報告し、必要な助言・指導を受けてください。
- 6 事業所内保育施設が5年を超えて運営を休止している場合、3年以内を計画期間とする事業所内保育施設運営再開計画を策定し、都道府県労働局長に提出するとともに、運営再開に向けた取組を行ってください。また、これらは現地調査等の結果により、休止期間が5年以下の場合であっても、取組を行っていただくことがあります。なお、再開計画に基づく運営再開に向けた取組を行っている期間であっても、労働局長が運営再開の見込みがないと判断した場合、助成金の返還を求めることがあります。
- 7 設置費又は増築費の支給を受けた事業所内保育施設の運営の廃止又は転用等を行う場合には、国庫納付に関する条件が付されない場合を除き、助成金の全部又は一部を返還する必要があります。返還額は、建物の構造と経過年数に応じた減価償却分を除いた額になり、運営費助成金の支給が終了した後に運営を終了しても変わりません。
- 8 そのほか本助成金の受給にあたっては、「各雇用関係助成金に共通の要件等」のD～Fにご留意ください。

本助成金の要件や手続き等の詳細については、最寄りの労働局の雇用均等室へお問い合わせください。